議会運営委員の会派別の割り当てについて

(単位:人)

区分	会派別	議員数	委員数		算 定 基 礎
会派	新	旧	新	旧	
鳥取県議会 自由民主党	19	19	8	7	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
会派民主	ı	7	1	З	
鳥取県議会 民主とっとり	6	ı	2	I	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
公明党 鳥取県議会議員団	Э	3	1	1	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
無所属	7	6	ı	ı	
所 属 議 員 数 12分の1以上の会派	2 8	2 9	1 1	1 1	
計	(35)	(35)	_	_	

(注1) 議会運営委員会の委員定数:11人

(注2) 割り当ての考え方:所属議員数12分の1以上(3人以上)の会派の所属議員数により按分。

【算定方法】

会派所属議員数

議会運営委員定数 × ----

= 委員数

所属議員数12分の1以上の会派議員総数

【根拠規定】

- ■委員割り当で・・・議会運営等に関する取扱要綱(抜粋)
- 2 議会運営委員会

委員会の委員定数は11人とし、所属議員数が議員定数の12分の1以上の会派に対しその所属議員数を基準として割り当て、当該会派から委員を推薦し、議長に届け出る。

■委員の選任・辞任・・・鳥取県議会委員会条例(抜粋)

第4条 常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って選任する。<u>ただし、閉会中は、議長において選任することができる。</u>

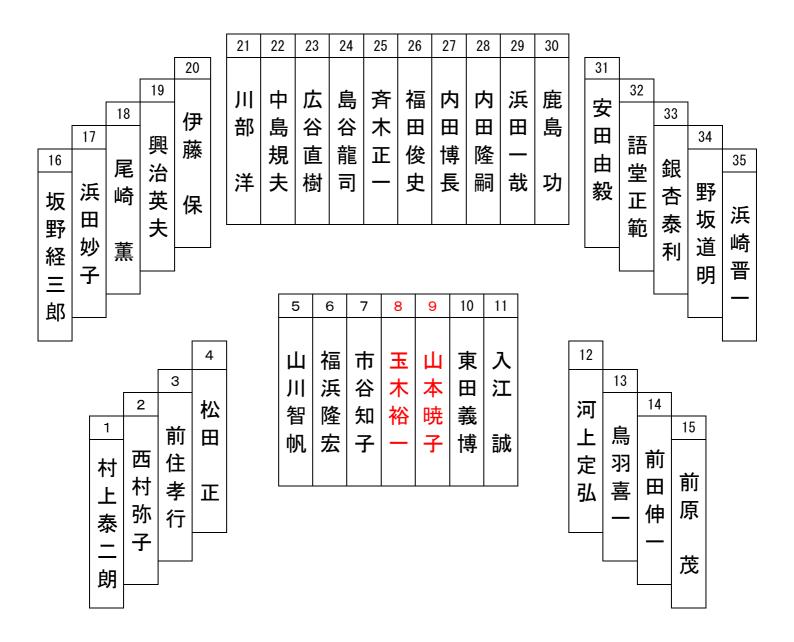
2~5 (略)

6 議長は、議会運営委員及び特別委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の辞任を許可することができる。<u>ただし、閉会中は、議長において許可することができる。</u> 7 (略)

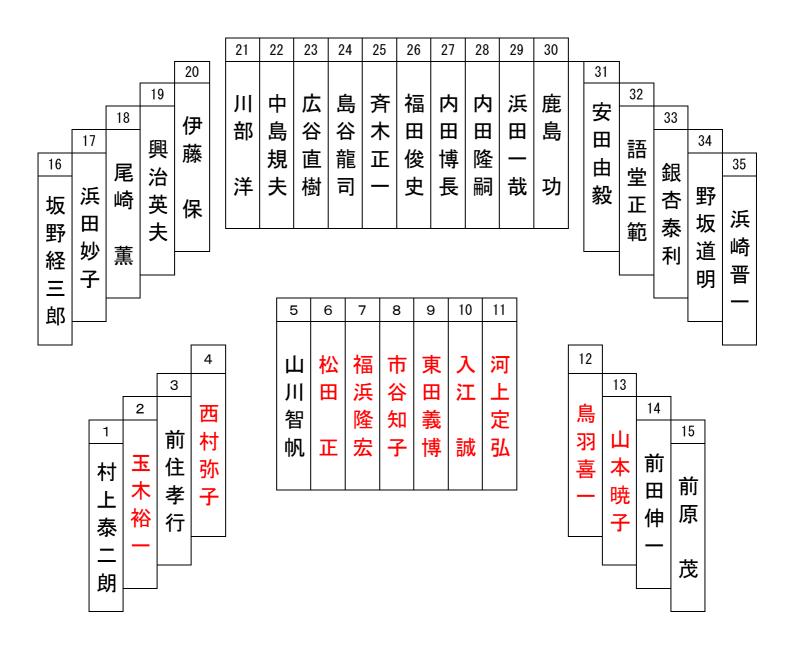
議 席 変 更 表(案)

変 更 後 の 議 席 番 号		氏	名		変 更 前 の 議 席 番 号
2	玉	木	裕	_	8
4	西	i 村	弥	子	2
6	松	出		正	4
7	福	浜	隆	宏	6
8	ŧ	i 谷	知	子	7
9	東	田	義	博	1 0
1 0	入	、江		誠	1 1
1 1	河	上	定	弘	1 2
1 2	鳥	,羽	喜	_	 1 3
1 3	1	本	暁	子	9

議場配席図(6月定例会開会日)



議場配席図(変更後 ※6月13日以降)



議会資料3



第 202400035367 号 令和 6 年 5 月 2 9 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事(公印省略)

県議会全員協議会の開催について(依頼)

下記事項について御説明するとともに、県議会の御意見をいただきたいと思いますので、6月定例 県議会中に全員協議会を開催してくださるようお願いします。

記

令和7年度国の施策等に関する提案・要望の概要

担当: 政策戦略本部財政課 電話: 0857-26-7043

令和6年6月定例会議事日程(案)

(会期22日間)

月日	曜	開議時刻		日程
6月12日	水	午前10時	本 会 議	1 開 会
				2 会議録署名議員の指名
				3 会期及び議事日程の決定
				4 補欠選挙当選議員の紹介、あいさつ
				5 議長報告
				6 議事日程の宣告
				7 議案上程
				8 同上に対する知事の提案理由の説明
				9 議席の一部変更
			(議員全員協議会)	
6月13日	木		(常任委員会)	
6月14日	金	午前10時	本会議	1 県政に対する代表質問
6月15日	土		休会	
6月16日	日		<i>II</i>	
6月17日	月		(議事整理日)	
6月18日	火	午前10時	本会議	1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月19日	水	午前10時	本会議	1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月20日	木		(議事整理日)	
6月21日	金	午前10時	本会議	1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月22日	土		休会	
6月23日	日		<i>II</i>	
6月24日	月	午前10時	本会議	1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月25日	火		(議事整理日)	
6月26日	水	午前10時	本会議	1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月27日	木	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
				2 議案委員会付託
			/ 	3 請願、陳情委員会付託
6月28日	金		(議事整理日)	
6月29日	土		休会	
6月30日	日		// // // // // // // // // // // // //	
7月1日	月		(常任委員会)	The state of the s
	,		(特別委員会)	*議員定数等調査検討特別委員会
7月2日	火		(特別委員会)	*決算審查特別委員会
		6 → 36 · - = = 1:	1. ∧ →x6	*人口減少社会問題調査特別員会
7月3日	水	午前10時	本 会 議	1 常任委員長報告
				2 議案の可否決定
				3 請願、陳情の採否決定
				4 閉 会

議会運営等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱(案)

議会運営等に関する取扱要綱(平成3年12月16日議会運営委員会決定)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
代表質問、一般質問及び (1) 代表質問 ①代表質問は、次の表の	代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。 (1) 代表質問 ①代表質問は、次の表の左欄に掲げる交渉団体が 同表の右欄に掲げる定例会において行う。 会派名 代表質問を行う定 例会			3 代表質問、一般質問及び質疑 代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。 (1) 代表質問 ①代表質問は、次の表の左欄に掲げる交渉団体が 同表の右欄に掲げる定例会において行う。 会派名 代表質問を行う定 例会 鳥取県議会自由民 毎定例会			
				会派民主	9月定例会及び2 月定例会		
鳥取県議会民主と9月定例会及び2っとり月定例会							
②~⑤ 略				~⑤ 略			
(2)~(9) 略			(2)	~(9) 略			

附則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

議会運営等に関する取扱要綱(改正後全文案)

(平成3年12月16日鳥取県議会議会運営委員会決定) 最終改正 令和6年6月5日鳥取県議会議会運営委員会決定

1 会派及び交渉団体

- (1) 「会派」とは、鳥取県議会会議規則(昭和31年鳥取県会規則第1号。以下「会議規則」という。)第4条の規定によるものをいう。
- (2) 所属議員数が議員定数の10分の1以上の会派を「交渉団体」とする。
- (3) 前2項の規定に該当するもののほか、議員定数の10分の1以上の議員数をもって団体を結成し、 これが承認を要求した場合は、議長は、議会運営委員会に諮って、これを交渉団体にすることがで きる。

2 議会運営委員会

委員会の委員定数は11人とし、所属議員数が議員定数の12分の1以上の会派に対しその所属議員数を基準として割り当て、当該会派から委員を推薦し、議長に届け出る。

3 代表質問、一般質問及び質疑 代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。

(1) 代表質問

① 代表質問は、次の表の左欄に掲げる交渉団体が同表の右欄に掲げる定例会において行う。

会派名	代表質問を行う定例会
鳥取県議会自由民主党	毎定例会
鳥取県議会民主とっとり	9月定例会及び2月定例会

- ② 人員は、各会派1人以内とする。
- ③ 質問時間は、おおむね1人1時間以内とする。
- ④ 質問の順序は、議会運営委員会において決定する。
- ⑤ 代表質問者と同一会派の所属議員1人に対し、代表質問に関連した事項に限り、関連質問を認める。
 - ア 関連質問は、議会運営委員会において、次のいずれかに該当するものと認める場合に、行う ことができる。
 - (ア) 代表質問に真に関連し、緊急性があること。
 - (イ) 代表質問を更に深く追及する事項であること。
 - イ 関連質問の質問時間は10分以内、質問回数はその時間内で3回までとする。
 - ウ 関連質問は自席で行うものとする。
- (2) 一般質問(会議規則第56条)
 - ① 一般質問者1人当たりの総時間は、答弁を含め75分以内とする。
 - ② 質問時間は25分以内、質問回数はその時間内で8回までとする。
 - ③ 代表質問を行った議員は、一般質問を行わないものとする。
- (3) 議案に対する質疑(会議規則第35条)
 - ① 質疑の対象は、提案事項(予算については事項別明細書記載事項)に限るものとし、関連は認めない。
 - ② 知事提出議案(先議議案を除く)のうち、一般質問の発言通告書提出期限までに提出されたものについての質疑は、一般質問の中で行う。
 - ③ 上記以外の場合は、質疑時間は5分以内、追及は5分以内2回までとする。
- (4) 答弁者
 - ① 代表質問、一般質問及び質疑の答弁者は、知事、会計管理者、病院事業管理者、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、公安委員会委員長、労働委員会委員、監査委

員とする。

- ② 前号に掲げる者のほか、各執行機関の長は、その委任する答弁者を指定し、議長に届け出て、答弁させることができる。
- (5) 一般質問及び質疑の発言順序は議長が決定する。
- (6) 発言通告書提出期限は議会運営委員会において決定する。提出期限経過後の通告、項目の追加、変更(取り下げは除く)は認めない。ただし、提出期限後に生じ、かつ緊急性がある事由等で議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 発言は簡潔にし、重複は避けるものとする。
- (8) 指定答弁者以外に対する質問、質疑は認めない。
- (9) 質問の内容は、その趣旨に沿ったふさわしいものとし、細かな点は委員会で行うこととする。
- 4 討論

議案に対する討論(会議規則第39条)の時間は10分以内とする。

附則

- 1 この要綱は、平成3年12月17日から施行する。
- 2 質問・質疑取扱要領(昭和50年6月20日鳥取県議会議会運営委員会決定)は、平成3年12月16日 限り廃止する。

(略)

附 則(平成30年3月23日鳥取県議会議会運営委員会決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月7日鳥取県議会議会運営委員会決定)

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則(令和元年5月10日鳥取県議会議会運営委員会決定)

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則(令和4年2月15日鳥取県議会議会運営委員会決定)

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則(令和6年6月5日鳥取県議会議会運営委員会決定)

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。



第202400059108号 令和6年6月3日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事 (公印省略)

県議会における答弁者の指定について (通知)

このことについて、下記の者について追加指定及び指定の取消しをしました ので届け出ます。

記

- 1 追加指定
 - とっとり暮らし推進局長、美術館整備監、ねんりんピックはばたけ鳥取 2024実施本部事務局長、感染症対策センター所長
- 2 指定の取消し 感染症対策局長

(担当) 財政課 沖村 電話 7043

第202400021265号 令和6年4月16日

鳥取県議会議長 様

鳥取県教育委員会教育長 (公 印 省 略)

定例会における答弁者の指定の取消しについて(通知)

このことについて、下記の者について指定の取消しをしましたので届け出ます。

記

美術館整備局長

(担当) 教育総務課総務担当 清水 電話 0857-26-7670

代表質問、一般質問及び質疑に対する答弁者一覧(令和6年6月5日現在)

執行機関の長等	長等の指定による答弁者					
知事	副知事、統轄監					
	政策戦略本部長	令和 5 年台風第 7 号災害復旧·復興本部事務				
		局長、政策戦略局長、デジタル局長				
	輝く鳥取創造本部長	とっとり暮らし推進局長、中山間・地域振興				
		局長、観光交流局長				
	総務部長	総合事務センター所長、行政体制整備局長				
	危機管理部長	原子力安全対策監				
	地域社会振興部長	美術館整備監、文化振興監、人権尊重社会推				
		進局長、スポーツ振興局長、 <u>ねんりんピック</u>				
		はばたけ鳥取2024実施本部事務局長、文				
		化財局長				
	福祉保健部長	ささえあい福祉局長、健康医療局長、感染症				
		対策局長、 感染症対策センター所長				
	子ども家庭部長					
	生活環境部長	自然共生社会局長、くらしの安心局長				
	商工労働部長	雇用人材局長				
	農林水産部長	農業振興局長、畜産振興局長、森林・林業振				
		興局長、水産振興局長、市場開拓局長				
	県土整備部長	道路局長、河川港湾局長				
	企業局長					
会計管理者	_					
病院事業管理者	病院局長、理事監					
教育委員会教育長	教育次長、教育委員会事務局次長、教育委員会事務局理事監、美					
	術館整備局長					
選挙管理委員会委員長	事務局長					
人事委員会委員長	事務局長					
公安委員会委員長	警察本部長、警務部長					
労働委員会委員	事務局長					
監査委員	事務局長					

6月定例会におけるパソコンの暫定的な取扱いについて

本年4月から本格的にペーパーレスの取り組みがスタートしたところである。 これに伴い、本会議等へのパソコンの持ち込みについても、6月定例会中、次のように暫定的に緩和する取扱いとしたい。

なお、9月定例会以降の取扱いについては、6月定例会中に改めて協議する。

1 6月定例会中の暫定的な取扱い(案)

(1) 本会議での使用

発言通告者に限り当該発言のための使用を認める。

(2)執行部の使用

本会議、委員会、協議等の場について、議員と同様の取扱いとする。

(3) その他

- ・県が整備したパソコン等に限る。
- ・本会議における配布資料の取り扱いは、当面はこれまでどおり。
- ・携帯電話やスマートフォン及び私物パソコン等の持ち込み禁止はこれまでど おり。

2 参考

中国5県では、島根県、広島県、山口県は本会議へのパソコンの持ち込み可。

【現行の申し合わせ内容】(R2年11月18日議運決定)

タブレット端末、パソコンの類については、本会議場及び委員会室等に持ち込まないこと。ただし、試行的導入として県より貸与されたタブレット端末を委員会室に持ち込むことは認める。

(*)特例として、議長席の使用は可(R4年6月9日議運決定)